

第14回 印刷産業環境優良工場表彰応募要領

—— 小規模事業所(従業員29人以下)を対象にした部門を新設 ——
印刷工場の繁忙時期を考慮し、募集期間を例年より早めています。

平成27年度

1 応募資格

- ・日本印刷産業連合会の会員団体傘下企業の工場
- ・第2次審査への応募は1企業につき1工場に限る
- ・工場稼働後3年以上経過していること(平成27年2月1日現在)

2 応募の手続き

- ・応募する工場は第1次審査用応募票を1通提出すること
- ・ただし過去に当環境表彰を受賞した工場は第1次審査を免除する
- ・第1次審査を通過した工場が第2次審査用応募書類を提出することができる(該当工場には当連合会から2月中旬に通知)
- ・応募工場従業員数29人以下(かつ企業全体従業員数49人以下)の事業所は、新設した小規模事業所振興部門に応募できる。

※応募書類は日本印刷産業連合会ホームページからダウンロードできます。(形式:Word)

<http://www.jfpi.or.jp/>

3 応募期間

第1次審査 平成26年12月25日(木)
～平成27年2月16日(月)
第2次審査 平成27年2月23日(月)～4月15日(水)

4 表彰の種類

経済産業大臣賞(申請中)
経済産業省商務情報政策局長賞(申請中)
(一社)日本印刷産業連合会会長賞
(一社)日本印刷産業連合会奨励賞

※上記賞以外に表彰に値する工場(継続性、業界貢献等)には特別賞を授与
※局長賞、会長賞、奨励賞は部門別に審査します。

5 審査方法及び審査基準

書類審査及び現地審査(必要に応じ)
審査基準については裏面参照

6 表彰式

日時 平成27年9月16日(水)
会場 ホテルニューオータニ(東京都千代田区)
※「2015年印刷文化典・記念式典」にて表彰

7 問合せ先

●(一社)日本印刷産業連合会 環境表彰担当
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8
Tel:03-3553-6051
Fax:03-3553-6079
e-mail:info@jfpi.or.jp

主催 一般社団法人 日本印刷産業連合会

印刷工業会
全日本印刷工業組合連合会
日本フォーム印刷工業連合会
(一社)日本グラフィックサービス工業会
全日本製本工業組合連合会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
全日本シール印刷協同組合連合会
全国グラビア協同組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全日本光沢化工紙協同組合連合会

● 第13回受賞工場(平成26年度) ●

経済産業大臣賞

六三印刷株式会社 水沢工場



経済産業省商務情報政策局長賞

文唱堂印刷株式会社
町屋総合工場

トッパン・フォームズ・
セントラルプロダクツ株式会社
滝山工場



一般社団法人日本印刷産業連合会会長賞

株式会社光邦 新座工場
荏原印刷株式会社
創文印刷工業株式会社 本社工場
株式会社ダイコー 本社工場

一般社団法人日本印刷産業連合会特別賞

杉山メディアサポート株式会社 都田工場

一般社団法人日本印刷産業連合会奨励賞

株式会社アイプリコム 田原本事業所
共同精版印刷株式会社 奈良本社工場
株式会社岐阜文芸社 本社工場
河北印刷株式会社 本社工場
株式会社谷印刷
本間製本株式会社 三芳工場
株式会社共栄メディア メディアセンター
株式会社ヒロミ産業 本社工場
ナベプロセス株式会社 サテライトビル
株式会社豊成産業 八潮工場

印刷産業環境優良工場表彰実施要領

1. 目的

印刷産業の環境に配慮した環境優良工場の表彰制度を実施することにより、企業規模、業態に関わらず企業の環境問題に対する取組みを促進するとともに、印刷産業関連工場の環境の改善及び印刷企業に対する社会の一層の理解の獲得を図り、もって我が国印刷産業の振興に資することを目的とする。

2. 応募資格

- (一社)日本印刷産業連合会の会員である10団体傘下の会員企業の工場であること。
- 平成27年2月1日において、工場稼働後3年以上経過していること。
- 最近5カ年以内に環境法令等に基づき操業停止等の行政による処分を受けていないこと。
- 第2次審査への応募は1企業1工場に限る。

3. 応募の手続き

- 第1次審査… 下記の書類を1通提出するものとする。
 - ①印刷産業環境優良工場表彰応募票 一第1次審査用一
- 第2次審査… 下記の書類を正1通、副2通提出するものとする。
 - ①印刷産業環境優良工場表彰候補工場応募票 一第2次審査用一
 - ②工場全体、各作業場、環境関連施設及びその他記入項目に関する写真(別綴じ)
- 応募書類の請求は下記のいずれかによる。
 - ①日本印刷産業連合会のホームページ(<http://www.jfpi.or.jp/>)からダウンロードする。
 - ②所属する会員団体事務局に請求する。
- 応募書類の提出は、所属する会員団体事務局または日本印刷産業連合会にするものとする。
- 応募料は無料とする。

4. 表彰の種類

- ①経済産業大臣賞(申請中)
- ②経済産業省商務情報政策局長賞(小規模事業所振興部門あり)(申請中)
- ③一般社団法人日本印刷産業連合会会長賞(小規模事業所振興部門あり)
- ④一般社団法人日本印刷産業連合会奨励賞(小規模事業所振興部門あり)

※上記賞以外に表彰に値する工場には特別賞を授与する。

5. 表彰の方法

- 環境優良工場表彰は、原則として毎年1回募集する。
- 表彰該当工場については、賞状及び記念品を授与する。

6. 審査の基準

- 次の各号をみたしている工場を表彰の対象とする。(大臣賞、局長賞、会長賞)

- ①工場の周辺環境対策*1が同業種内の他の工場に比較して高水準にあることまたは近年における環境改善が著しいこと
- ②広域的な環境対策*2が同業種内の他の工場に比較して高水準にあることまたは近年における環境改善が著しいこと
- ③工場内における作業環境*3が同業種内の他の工場と比較して高水準に管理されていること
- ④環境管理体制が整備されており、環境対応が明確に企業経営の中で位置付けられていること
- ⑤環境対応が企業経営の上で具体的効果をもたらしていること

※1 周辺環境対策(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、景観などから総合的に判断されるもの)

※2 広域的な環境対策(地球温暖化防止、環境汚染物質の削減、化学物質管理、省資源、廃棄物処理・リサイクル等)

※3 作業環境(労働衛生、労働安全、清掃・整理整頓などから総合的に判断されるもの)

- 奨励賞は上記によらず、特に努力及び改善が認められる工場に授与する。
- 上記によらず、表彰に値する工場には特別賞(継続性、業界貢献等)を授与する。

7. 選考の方法

- 小規模事業所振興部門への応募工場は、同部門内で審査を行う。(局長賞、会長賞、奨励賞)
- 日本印刷産業連合会・印刷産業環境優良工場表彰選考委員会の審査による。
- 大臣賞、局長賞の工場は、審査委員会による現地審査*4(6月1日～6月25日の期間内)を必須要件とする。

※4 応募書類の内容の実施状況等(労働災害状況等含む)の確認審査

8. 事後の報告

- 会長は、受賞工場から工場環境について、適宜報告を求めることができる。

【留意事項】

- 選考にあたっては、環境負荷が高い業種、企業規模の小さい工場、設立後の年数が経っている工場等が不利にならないよう、環境配慮に努力している点を評価する。特に印刷産業の大半をなす小規模事業所の環境改善活動を振興するため、小規模事業所振興部門を新設した。
- 過去に本表彰を受賞した工場については、その上位の賞に限り選考の対象とする。



この印刷物は、CUD(カラーユニバーサルデザイン)によって誰もが見やすいよう配慮して作成された印刷物です。